

【災害対策特別委員会における質疑】

- 1、九州北部地域をはじめとする豪雨被害等、近年の豪雨被害の連続について、地球温暖化による気候変動との関連を、何処かで、しかるべき研究がなされているのか。
- 2、激甚災害等の早急な指定が求められている。早期に指定し安心を与えるべきだが、日数がかかっている理由は何か。
- 3、机上査定の工夫がなされているが、査定前着工も含めて、早期復旧につながる方策が講じられているのか。
- 4、2次被害を避けるためにも緊急の復旧が必要だが、農作物への水の供給も緊急課題だ。助成措置も含めて、きちんと行う方針や取り組みはなされているのか。
- 5、九州北部地域は、阿蘇地域も含めて、4～5年間隔で豪雨、山崩れ、土石流の災害が発生している。復旧するというだけでなく、また来かねない災害に対処する検討や工夫はなされているのか。
- 6、東峰村では、村の将来を考えた復興の在り方を、九州大学に検討依頼するというが、こうした取り組みを国の対策に盛り込めないのか。
- 7、山間地では、岩と流木が破壊を生んでいる。根の浅い林材の植林の是非、間伐、不適切な場所への植林の停止等の林業対策と、治山ダム等の治山対策が講じられるべきである。
- 8、ハウスの被害について、4年前の関東の雪害対策で大きな役割を果たした、経営体育成支援事業を今回も適用すべきである。
- 9、被災市町村の合併特例債の発行期限の延長が必要である。
- 10、再建に当たって、農地を元に戻すだけでなく、農地の大規模集約化、他の作物への切り替え等を念頭に置いた圃場整備が行われるべきでないのか。

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。

今般の豪雨、大きな被害を被られた地域、さらに皆さんに対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、早急な復興に向けまして我々は全力を挙げまして取り組んでまいらる決意であります。

災害対策特別委員会／2017年8月10日

小此木大臣は、ただいまの御挨拶の中で、早急に現地を訪ねてくるぞというふうにおっしゃっておいでであります。是非訪ねて被害の状況を間近に御覧いただいて復興に生かしていただきたい、切にお願いするところであります。

さて、私はおよそ十項目ぐらいの項目を考えているところではありますが、どうぞ質疑に対する答弁については簡潔にお願いして有効に使っていただけたらと、こんなふう思うところあります。

ところで、九州北部地域並びに阿蘇地域も含めてであります。近年の豪雨被害は大変連続しているわけでありまして。地球温暖化による気候変動との関連があるんじゃないかというふうに推察するわけでありまして、政府はどこかでこのことについてしかるべくしっかり検討されているんでしょうか、この点お聞きいたします。

○政府参考人（森下哲君）

お答えします。

温室効果ガス排出量の増加によりまして平均気温が上昇をし、自然災害や農業など幅広い分野で影響が現れ始めておりまして、今後も大雨や強い台風の発生頻度が増加すると予測されております。

こうした気候変動による気象の変化などの将来予測に関する研究ですが、国立環境研究所を始めとする研究機関や大学などで実施をされております。それらの成果は、例えば平成二十七年三月にまとめられました中央環境審議会の気候変動影響評価報告書などにおいて公表をいたしております。

環境省では、関係府省庁と連携をいたしまして、これらの研究成果を活用し、気候変動による自然災害への予測情報などを提供する情報基盤であります気候変動適応情報プラットフォームの整備充実を行いまして、国内各地域への情報提供を進めてまいりたいと考えております。

○山田俊男君

先ほどの大臣の御挨拶の中でもありましたが、激甚災害の指定につきまして、この八月八日に決定しましたよという御報告をいただいたとおりであります。

我々も訪ねまして、その際、各市町村長や関係者の皆さんからは、早急に激甚災を指定してもらいたいと、局地災についてもしてもらいたいというふうにいっぱい声が出ていたわけでありまして、およそ一か月ちょっと掛かっているわけですね。

こういうふうにより日数が掛かっている理由は一体何ですか、お願いします。

○国務大臣（小此木八郎君）

激甚災害の指定については、災害復旧事業の査定見込額が一定の基準を上回る場合に行われるものでありまして、関係施設の被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間を要するものであります。

その上で、政府として、早期に激甚災害指定を行うために、これまでも被災地の航空写真などを活用した被害状況の早期把握、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに、中央防災会議の答申を受けた段階での公表などに取り組んでいるところでございます。さらに、この夏の梅雨前線による豪雨に対しては、特に被害の大きかった福岡県、大分県、秋田県等において、国が全面的に協力をして被害状況調査に取り組むとともに、全国的な梅雨明けを待つことなく、査定見込額が基準に達したものについて早期に、七月二十一日でありますけれども、激甚災害の指定見込みとして公表したところであります。

このように早期指定に努めているところではありますけれども、今後も被災自治体に安心して迅速に災害復旧に取り組んでいただけるよう取り組んでまいりたいと存じます。

○山田俊男君

大変被災された皆さんはもう明日のこととか含めて心配なわけですから、どうぞ一層のお取組をお願いしたいと思います。

さて、今年一月から、机上査定の工夫といいますか、実施がなされているというふうに聞いているんですが、現地でもそうしたお話を聞いてきたところでありまして。査定前着工も含めて、早期復旧にこれがつながっているのかどうか、また、この限度額を引き上げてほしいという要望もあったわけでありまして、検討は行っておられますか、お聞きします。

○政府参考人（山田邦博君）

お答えをいたします。

今回の九州北部豪雨におきましては、被災施設の早期復旧に資する方策といたしまして、被災直後から全国のテックフォースを派遣をいたしまして自治体所管施設の被害状況調査などの支援を実施するとともに、机上査定上限額を引き上げるといった災害査定の効率化を行っているところでございます。この結果、被災自治体が災害査定の準備等実施に要する期間を短縮できまして、災害査定を通常より約一か月早い八月八日から開始をしたところでございまして、今後集中的に実施をしていきたいと思っております。

また、災害査定を待たずに必要な応急工事等を実施する査定前着工、

これにつきましては制度として確立をしているわけでありまして、被災直後から本省災害査定官等を派遣いたしまして、制度の再周知、それから現地における技術的助言を行った結果、多数の箇所では実施されているところでございます。

国土交通省といたしましては、被災地の方々が一日も早く元の暮らしを取り戻せるよう、被災箇所の早期復旧に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○山田俊男君

今の御答弁によると相当一生懸命にやってもらっているということですので、どうぞいろんな形で工夫いただいて、そして期待に応えるようにやってもらいたいと、こんなふうに切にお願いします。

ところで、二次被害を避けるためにも緊急の復旧が必要になってくるわけでありまして、とりわけ、農作物が植わっているわけで、特に、伺いまして、水田が干上がっているわけですね。だって、用水路がみんな埋まっているわけですから。ですから、助成措置も含めて、これらの復旧についてきちんと行う方針や取組は、机上査定も含めて、それから事前の復興の取組も含めてなされているというふうに見えていいんですね、お聞きします。

○政府参考人（奥田透君）

お答えいたします。

被災農地におきまして農業用水を速やかに確保するため、農林水産省といたしましては、査定前着工制度を活用した応急工事、これを実施していただくとともに、緊急的な取水を実施するための災害応急ポンプ、これを貸出しするなどにより支援をしているところでございます。

また、これらに要する経費につきましては災害復旧事業の一部として補助の対象となりますが、今般の梅雨前線豪雨が激甚災害に指定されたことに伴いまして災害復旧事業の補助率がかさ上げされ、地元負担の軽減が図られる見込みでございます。

農林水産省といたしましては、こうした取組により被災された農業者の皆様が早期に営農再開が可能となるよう、引き続き支援してまいりたい、このように考えております。

○山田俊男君

九州北部地域は、これは阿蘇地域も含めまして、四ないし五年間隔で豪雨、山崩れ、土石流の発生、災害が発生している。これは私、阿蘇地域へ伺いましたが、阿蘇のあの外輪山が、山を鬼がこうしてひっかいた

ように山崩れが生じているわけですね。あれ、二十年に一回、二十年ごとの、戦後二十年ごとのそれぞれ新聞報道の写真見ましたら、何と三回とも同じような写真が載っているというほど繰り返し被害が生じているわけです、同じような被害がね。

ですから、これ、土石流の発生等も含めて、単なる復旧するというだけでなく、また来かねない災害に対処する検討や工夫がなされているんですか。それとも、繰り返し同じことが四、五年後にまた出てくる、来ていることになるんですか。どうぞ、復旧に当たっての考えをお聞きします。

○政府参考人（山田邦博君）

お答えをいたします。

甚大な被害を受けました被災地におきましては、早期復旧を図るとともに、より災害に強い地域をつくる、そういうことが求められるために、原形復旧のみならず、川幅を広げる等の施設機能を強化する改良復旧事業の活用を図ることが重要だと思っております。

今回の被害を受けまして、国土交通省が自ら管理する一級河川におきましては、流量増への対応などの改良復旧等を進めるとともに、地方公共団体等が実施する事業につきましても、改良復旧事業の活用が進むよう、事業計画の策定などに対して国土交通省として支援を行ってまいりたいと思っております。

また、これらの災害対応に加えまして、一旦水害、土砂災害が発生をいたしますと、その復旧復興に多大な時間と費用を要するだけではなく、社会経済活動にも大きな影響を与えることから、それを未然に防止する予防的対策も計画的に推進をしているところでございます。阿蘇地域におきましては、予防的に整備をされました砂防堰堤が、昨年の熊本地震後の降雨により発生した土石流を捕捉するなどの効果を発揮したところでございます。

さらに、今回の九州北部豪雨の被災の特色を踏まえまして、流木対策につきましましては、流木の捕捉効果の高い透過構造を有する砂防施設の整備を徹底する旨の通知を全国に向け発出し、流木災害の被災軽減に向けて取り組んでいるところでございます。

○山田俊男君

土石流や流木の扱いについてきちっと工夫しながら対策講じているし、阿蘇地域ではそれなりに効果出ているよというふうにおっしゃるわけですから、どうぞ引き続いてこれらの対策をしっかりと検討、具体化してもらいたいというふうに切にお願いします。

ところで、福岡県の東峰村では、村長さんから、村の将来を考えた復興の在り方を九州大学に検討依頼すると、こうおっしゃっているわけね。その九州大学の陣容は四十ないし五十人のスタッフでチームを組んでこうした取組をやるというふうにおっしゃっている。これは知事さんもしっかり応援するというので話していますということでした。

御両省おいでになりましたから、是非こうした国の取組を、それこそ被災対策、復旧対策、新しい対策としてこれを応援していくという仕組みがきちっとできていいんじゃないですか。この点についてはいかがでございますか。

○政府参考人（海堀安喜君）

お答えします。

被災した市町村におきましては、今後自らの復旧復興を図る道筋について、一般的には、町づくりに関する幅広い分野の専門家の方々の助言を受けて、地域住民の意見を聞いた上で具体的に検討していくことになります。

九州大学におかれましては、分野横断的に四十七名の構成員から成る平成二十九年七月九州北部豪雨災害調査・復旧・復興支援団が組織され、被災地域、関係者との協働による復旧復興計画を提案するなどの取組が行われるものと伺っているところでございます。あわせて、東峰村におきましては、災害に強い村づくりのため、これから九州大学と連携し、復旧復興に向けたアドバイスをいただくということも伺っているところでございます。

被災自治体の復旧復興に向けた考え方を十分にお聞きしながら、一日も早い復旧復興に向けまして政府としてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

政府として支援するというふうにおっしゃっている。どんな支援考えておられるんですか。思い切ってちゃんとおやりになったらいいと思うんだよ。お聞きします。

○政府参考人（海堀安喜君）

現時点ではまだ東峰村から具体的なお話を承っていませんので、今後、被災自治体の方々と十分意見交換しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○山田俊男君

是非、来年度予算に組み込むなら来年度予算にやる、それから、今年度の更に補正の活用でそうした取組もやるということで具体的な復旧復興対策の一つの柱にそういうことも盛り込んで、とりわけ中山間地域の過疎地域対策も含めた取組にしてもらいたいと、こんなふうをお願いする次第であります。

続いて、山間地では岩と流木が想像を絶する破壊を生んでいることを見てきました。このことについては後ほど他の質疑される委員の資料に写真が載っていましたのでよく見てもらえるというふうに思っておりますが、根の浅い林材の植林の是非、それから間伐、それから不適切な場所への植林の停止等の林業対策と、それともう一方は、そうした爪痕のように山が崩れてくる、これを防ぐ砂防ダム等の治山対策が必要だというふうに思うんですが、その治山ダムだけで防げるのかどうかということもあるわけでありまして、どうですか、これらについてどんなふうに考えておられますか。

○政府参考人（織田央君）

お答えいたします。

森林は、根の土壌緊縛力、根っこが土をつかむ力などによりまして山腹崩壊を防止する機能を有しておりまして、杉等の人工林であっても、間伐等の適切な施業を行うことによりこの機能は十全に発揮されるものというふうに考えてございます。

一方で、こういった森林の機能には限界もございまして、異常な豪雨においては、森林の有無やその状態よりも地形、地質などが崩壊に密接な関係を有するものとされているところでございまして、今回の災害で発生した山腹崩壊につきましても、真砂土等の脆弱な地質地帯、沢地などの地形において、記録的な豪雨により森林の機能を大きく超える外力が働いた結果発生したものと推察されるところでございまして。

こうした観点を踏まえまして、林野庁といたしましては、引き続き間伐や適正な植林等の森林整備によって森林の機能の維持向上に努めますとともに、記録的な豪雨にも対応し得るよう、治山ダムを効果的に配置していくなど、森林整備と治山施設の整備を組み合わせた対策により流木被害の軽減、防止を図ってまいりたいと考えてございます。

また、今般林野庁に設置いたしました流木災害等に対する治山対策検討チームにおきまして、今回の災害の実態把握あるいは山腹崩壊の発生メカニズムの分析、検証等を行い、学識経験者等から意見も伺いつつ、事前防災・減災に向けた更なる効果的な治山対策の在り方を検討していく考えでございまして。

○山田俊男君

どうぞ、しっかりやるぞと、検討チームつくって更にやるということでもありますから、どうぞいい成果を生んでもらいたいというふうに思います。

さて、ハウスの被害について申し上げたいんですが、今回も朝倉や日田でハウスの被害について見てまいりました。四年前の関東の雪害対策で、経営体育成支援事業がハウス対策の一環として大変な役割を果たしました。今回もしっかり関東対策並みのレベルでこれは適用すべきだというふうに考えておりますが、お答え願います。

○政府参考人（徳田正一君）

お答えいたします。

自然災害により被災した農業者への支援につきましては、被害の状況に応じまして国と地方自治体が連携、分担しながら対応してきているところであります。

先生から御紹介ありました平成二十五年十一月からの大雪の際は、通常の降雪量の少ない地域を中心に農業が壊滅的な被害を受け、農業用ハウスや畜舎などの被害が全国で千四百十九億円に及びました。こうしたことに鑑み、産地の営農再開や食料の安定供給に万全を期すため、被災農業者向け経営体支援事業を発動した上で国の補助率をかき上げる特例的な措置を講じたところでございます。

一方、今般の豪雨におきましては、農業用ハウス、畜舎等の被害額は全国で約二十九億円となっていることに加え、福岡での未報告が農業機械の被害として十億円程度と推計されております。こうしたことを考慮し、共済の拡充やこれまでの災害における対応状況を勘案しまして、経営体育成支援事業の優先採択により支援することとしたところでございます。また、災害復旧事業の対象とならない農業用ハウス等に流入した土砂の撤去につきましても支援することとしております。

こうした対策により、被災した農業者が速やかに営農を再開できるよう全力で支援してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

関東は大変広範囲でハウスが潰れました。私も新幹線から関東平野のあの様子を見たときに、いや、大変なことだというふうに思いました。

ただ、今度、朝倉や日田や東峰村で見たのは、何とハウスは半分泥が入っていたりなんだよ。だから、それはそれで、あの泥をよかすの大変だぞ。雪害はハウスを建て替えればいいのか、撤去して建て替えればいいのか。それと、もう一つは、違うんだ、これ関東は自宅が

残っていたんだよ。自宅残るんだよ、雪では潰れないから。ところが、今度の北九州見たら、家もみんな、納屋もみんな潰れているわけ。だから、ここの農家の被害の実態というのは、やっぱりよく実情を踏まえて、そして対策を打っていただきたいというふうに思います。

関東の雪害対策以降、農業共済保険が変えられた、充実したというふうに聞いていますから、それが一定の役割を果たす、今度は東峰村ないしは朝倉で役立つかなという思いもありますが、どうぞどうぞ実態を本当に踏まえて、そして皆さんが必要とされている要望に応じてあげていただきたいということを是非是非お願いしておきます。

さて、もう一つ、被災市町村の合併特例債の返済期限の延長が求められているんです。これ、東峰村でも朝倉市でも共に深刻なこととして首長さん辺りの要望でありました。この点いかがですか。

○政府参考人（篠原俊博君）

お答えいたします。

合併市町村におきます合併特例事業につきましては、計画していた事業を実施、完了することが合併の効果を住民の皆様に実感していただくために重要だと考えております。

一方で、発行期限は、合併市町村の一体感を早期に醸成するために設けられたものであることですか、また、東日本大震災後の国会での御議論を踏まえまして、被災地で十年、被災地以外で五年既に延長されている、こういったことを考慮する必要があると考えております。

今後とも、被災された合併市町村等関係者の皆様の御意見等を伺いながら、発行期限前後において円滑に事業実施を支援する措置についてどのようなことができるか、検討を進めてまいります。

○山田俊男君

それは、合併特例債の延長は工夫できるということですね、お聞きします。

○政府参考人（篠原俊博君）

合併特例債の延長も一つの選択肢とは考えておりますが、それ以外にも、発行期限の延長以外に、明許繰越しとか事故繰越しとかいろんな措置もございますので、そういったものを併せて考えながら、この関係市町村の皆様の御意見をお伺いしながら決めてまいりたいと考えております。

○山田俊男君

分かりました。しっかりやってください。

それから、再建に当たって、農地を元に戻すだけじゃなくて、農地の大規模・集約化、他の作物への切替え等を念頭に置いた圃場整備をやりたいというふうな声もきちっと聞いてまいりました。どうぞ、その点についてはいかがですか。

○政府参考人（奥田透君）

お答えいたします。

災害復旧事業は原形復旧が原則ではございますが、被災した棚田等におきまして、原形と同様に復旧するのではなく、地形条件や経済性等を考慮いたしまして、被災原因を除去できる必要最小限の区画の変更を行うことも可能でございます。また、再度災害を被るおそれがある場合に、農地災害関連区画整備事業といたしまして、災害復旧と併せて農地の大規模化、集約化などの改良復旧を行うことも可能でございます。さらに、他の作物への切替えにつきましては、例えば、水田の原形復旧に要する費用を超えない範囲内であれば水田を畑に復旧することも可能でございます。

農林水産省といたしましては、県や市町村と連携しまして、関係農家やJA等の意向をしっかりと踏まえながら災害復旧を行えるよう支援してまいりたいと、このように考えてございます。

○山田俊男君

時間が参りましたのであとは他の委員にお任せしたいというふうに思いますが、東峰村は特にそうだったんですが、山の崩壊と集落の流亡、流亡ですよ、の中で、他の地域に移る取組について考えたいという意見もあるわけ。とすると、他の地域にこうして移るといような場合に、激甚災並みの復旧支援をやっぱり考えられないのかどうか。

それから、さらには、福岡県の東峰村も大分県の日田市も共に林業地帯なんですよ。家を建て替えるんだったら、流木で潰れた家かもしれぬけれど、やっぱり山の木を大切にしたい木造の住宅を工夫したいというふうにおっしゃっているわけ。

是非、これらの点についても、まさに地域の実態に応じた取組がちゃんとできるように工夫して応えてあげていただきたいと、こんなふうに切にお願いしておきます。

以上で終わります。ありがとうございました。